

おおさかカーボンニュートラルビジネスネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 カーボンニュートラル技術を有する府内外の大手・中堅企業、大阪での技術実装・ビジネス展開に意欲を有する中小企業に対し、新たなビジネス展開に向けて、施策・技術面について、府職員及び専門家が国や地方公共団体、大学等研究機関や金融機関などの支援機関とも連携し、支援することにより、大阪府内の産業振興につながる技術の実装を推進することを目的として、おおさかカーボンニュートラルビジネスネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 おおさかカーボンニュートラルビジネスネットワーク設置要綱（以下「本要綱」という。）で用いる用語を次の各号のとおり定義する。

(1) カーボンニュートラル技術

カーボンニュートラルに資する先進技術を中心とした水素、蓄電池、再生可能・メタネーション等のエネルギー及び省エネ（創エネ等）などの技術

(2) 大手・中堅企業

中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業」以外の企業

(3) 中小企業

中小企業基本法第2条第1項に規定する者

(4) 支援機関

企業の技術開発や実装等を支援する法人及び団体等

(会員)

第3条 本ネットワークの会員は、本要綱第5条第1項に規定する入会手続きを有効に行った者とする。

(活動)

第4条 本ネットワークは、カーボンニュートラル技術分野における次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 府職員または専門家による、企業の施策・技術面に対するニーズ等課題把握
- (2) 府職員または専門家による、企業のニーズ等課題に対するコーディネート
- (3) オープンイノベーションの実施
- (4) 会員への情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本ネットワークの目的実現のために必要な活動

(入会手続等)

第5条 本ネットワークの目的に合致し、入会を希望する企業や国、地方公共団体、大学等

研究機関や金融機関などの支援機関（以下「企業等」という。）は、電子申請による申し込みを行い、大阪府からの入会通知を受け取ることにより入会することができる。

- 2 過去に大阪スマートエネルギーパートナーズ又はおおさかスマエネインダストリーネットワークに加入していた企業等については、本要綱を了承のうえ、本プラットフォームへ移行できるものとする。
- 3 大阪府は、入会内容について、本ネットワークの目的実現のために必要な範囲において公開することができるものとする。
- 4 本ネットワークへの入会費用は無料とする。

（退会手続）

第6条 会員が、本ネットワークからの退会を希望する際には、電子申請による退会手続きを行うものとする。

- 2 大阪府は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会させることができるものとする。
 - （1）前項の退会手続きがあったとき
 - （2）本ネットワークの目的に反する活動を行ったとき
 - （3）連絡を取ることができなくなったとき
 - （4）大阪府が退会を必要と認めたとき

（専門家）

第7条 大阪府は、本ネットワークの事業運営にあたり、企業の専門性が高い課題に対して適切なコーディネート等を図るため、専門家を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、専門家に関し必要な事項は、別途、規約により定める。

（協力機関・団体）

第8条 大阪府は、本ネットワークの運営にあたり、企業の課題解決に向けて円滑にコーディネート等を進めるため、関係する機関・団体（以下「協力団体等」という。）に協力を求めることができる。

（情報の管理）

第9条 大阪府、専門家及び会員（以下「関係者」という。）は、関係者が本ネットワークの運営等で知り得た企業等の情報（以下「開示情報等」という。）を、第1条に規定する目的にのみ使用することとする。

- 2 関係者は、開示情報等を当該情報開示者の了解を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - （1）開示を受けた際、既に自ら所有していたもの
 - （2）開示を受けた際、既に公知、公用であったもの
 - （3）開示を受けた後、自らの責によらずして公知、公用となったもの

- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなしに正当に開示を受けたもの
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したもの
 - (6) 書面により事前の相手方の同意を得たもの
- 3 大阪府は、開示情報等を協力団体等に対して開示する場合は、当該協力団体等と情報管理や取扱方法に関する覚書を締結する。ただし、当該情報開示者の事前の同意を得た場合にはこの限りでない。
- 4 前項により協力団体等と覚書を締結する場合、大阪府は会員に対して、当該協力団体等の名称、組織等の情報を開示する。

(要綱の改正)

第 10 条 大阪府は必要に応じ、事前に会員等と調整を行った上で、本要綱を改正することができる。また大阪府は、本要綱を改正した場合は、会員・専門家及び協力団体等に対して、改正後の要綱を通知するものとする。

(事務局)

第 11 条 本ネットワークの事務局は、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に設置する。

2 事務局は、本ネットワークの運営に必要な事務処理等を行うものとする。

(雑則)

第 12 条 本要綱に定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。